（お知らせ）

令和 8 年 8 月 13 日からの大雨による災害により
被災された皆さまに対する電気料金・託送料金等の特別措置について

2026 年 8 月 18 日
東京電力パワーグリッド株式会社

このたび令和 8 年 8 月 13 日からの大雨に係る災害により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、当該災害の影響により、当社サービスエリア内の災害救助法が適用された地域において、託送供給等約款および電気最終保障供給約款における特別措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

また、再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱によるご契約に伴い発生する系統連系受電サービス料金においても同様の措置を講じます。

＜電気料金・託送料金等の特別措置適用に係る災害発生日＞

2026 年 8 月 13 日

＜対象地域（2026 年 8 月 14 日時点）およびお申し出いただける期限＞

当社サービスエリア内において、災害救助法が適用された地域で被災されたお客さまおよび託送契約を締結している小売電気事業者等の皆さまからのお申し出に応じて適用します。

○災害救助法が適用された市町村※

【千葉県】

千葉市、市川市、船橋市、館山市、松戸市、茂原市、佐倉市、東金市、習志野市、柏市、市原市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八街市、印西市、白井市、大網白里市、白子町、長柄町、富里市、山武市、印旛郡酒々井町、山武郡九十九里町

※ 今回の災害において、上記以外の市町村で災害救助法が適用された場合または上記以外の市町村で「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に定める激甚災害として対象地域に指定された場合は、当該地域も特別措置の対象といたします。

また、お申し出いただける期限は 2027 年 2 月末日となりますのでご留意ください。

＜託送供給等約款の特別措置＞

1. 接続送電サービス料金等の料金算定日の 1 ヵ月延期

2026 年 7 月分（2026 年 8 月 13 日以降に支払期日を迎えるものに限る）、8 月分、9 月分および 10 月分の接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金について、料金算定日をそれぞれ 1 ヵ月間延期します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに料金算定を実施している場合は、遡っての適用はいたしません。

2. 不使用日の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には災害発生日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する接続送電サービス料金等を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は接続送電サービス料金等の免除の対象外とさせていただきます。

3. 工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、2027年2月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

4. 臨時工事費の免除

再建等のため、臨時接続送電サービスの利用を申し込まれた場合で、2027年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

5. 被災により使用できなくなった設備に対する接続送電サービス料金等の免除

災害により電気設備が一時的に使用不能となった場合、2027年2月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金を申し受けません。

なお、使用不能となった設備が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

6. 計量器等の取付工事費の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、2027年2月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

7. 系統連系受電サービス料金の支払期日の1ヵ月延期

2026年7月分（2026年8月13日以降に支払期日を迎えるものに限る）、8月分、9月分および10月分の系統連系受電サービス料金について支払期日をそれぞれ1ヵ月間延期します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

8. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、災害発生日が属する料金計算月から6月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

9．被災により運転できなくなった発電設備等に対する系統連系受電サービス料金の免除

災害により発電設備等が一時的に運転不能となった場合、2027 年 2 月末日までの間は、復旧するまで運転できない発電設備等に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を申し受けません。

なお、運転不能となった発電設備等が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

＜電気最終保障供給約款の特別措置＞

1．電気料金の支払期日の 1 ヵ月延期

2026 年 7 月分（2026 年 8 月 13 日以降に支払期日を迎えるものに限る）、8 月分、9 月分および 10 月分の電気料金について、支払期日をそれぞれ 1 ヵ月間延期します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

2．不使用日の電気料金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しなかった場合には、災害発生日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する電気料金を申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

3．工事費負担金の免除

被災時から引き続き全く電気を使用しないで、被災前の契約を超えない内容で新たに申し込まれた場合で、2027 年 2 月末日までにお申し込みいただいたものについては、工事費負担金を申し受けません。

4．臨時工事費の免除

再建等のため、2027 年 2 月末日までに契約期間が 1 年未満の電気の使用についてお申し込みをいただいたものについては、臨時工事費を申し受けません。

5．被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害により電気設備が一時的に使用不能となった場合、2027 年 2 月末日までの間は、復旧するまで使用できない設備に相当する電気料金の基本料金を申し受けません。

なお、使用不能となった設備が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

6．計量器等の取付工事費の免除

災害により電気のご使用に係る引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合で、2027 年 2 月末日までにお申し込みをいただいたものについては、初回の工事費を申し受けません。

＜再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の特別措置＞

1. 系統連系受電サービス料金の支払期日の１ヵ月延期※

2026 年 7 月分（2026 年 8 月 13 日以降に支払期日を迎えるものに限る）、8 月分、9 月分および 10 月分の系統連系受電サービス料金について支払期日をそれぞれ 1 ヵ月間延期します。

なお、お申し込みいただいた時点ですでに支払期日を経過している場合は、遡っての適用はいたしません。

2. 不使用日の系統連系受電サービス料金の免除

被災時から引き続き全く発電または放電しなかった場合には、災害発生日が属する料金計算月から 6 月後の料金計算月までに限り、不使用日に相当する系統連系受電サービス料金を申し受けません。

なお、被災日以降、発電または放電を確認した日以降は系統連系受電サービス料金の免除の対象外とさせていただきます。

3. 被災により運転できなくなった発電設備等の基本料金免除

災害により発電設備等が一時的に運転不能となった場合、2027 年 2 月末日までの間は、復旧するまで運転できない発電設備等に相当する系統連系受電サービス料金の基本料金を申し受けません。

なお、運転不能となった発電設備等が復旧し次第、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

※ ただし、1. 系統連系受電サービス料金の支払期日延期においては、系統連系受電サービス料金および受給料金等を相殺のうえ、当社からご請求を差し上げる場合のみ適用といたします。

以　上

＜託送供給等約款の特別措置に関するお問い合わせ先＞
ネットワークサービスセンター　TEL 03-3509-1709
受付時間：午前 9 時～午後 0 時および午後 1 時～午後 5 時
（12/29～12/31、1/2～1/3、土曜・日曜・祝日は除く）
低圧の工事費負担金等　　：「１」のあとに「１」
高圧以上の工事費負担金等：「１」のあとに「２」
料金算定日の延期　　：「３」
不使用日割引　　：「３」
使用不能設備割引　　：「３」

＜電気最終保障供給約款の特別措置に関するお問い合わせ先＞
TEL 03-4346-6060
受付時間：午前 9 時～午後 5 時
（12/29～12/31、1/2～1/3、土曜・日曜・祝日は除く）

＜再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱の
特別措置に関するお問い合わせ先＞

・発電側課金ダイヤル　　TEL　03-6375-9041

受付時間：午前 9 時～午後 5 時

（12/29～12/31、1/2～1/3、土曜・日曜・祝日は除く）